

∞ 所得税の確定申告は2月16日から3月15日まで ∞

## 2月16日から申告相談を受け付けます

所得税の確定申告および住民税の申告の受け付けは、2月16日(金)から3月15日(木)までです。

町ではこの期間中、別表のと通りの日程で申告の相談を受け付けます。申告期限が迫るとたいへん混雑しますので、必要書類などを事前に整え、早めに申告と納税を済ませましょう。

### ◆確定申告が必要な人

- 営業や農漁業などによる所得、不動産所得、雑所得などのある人
- 給与収入が2千万円を超える人
- 給与所得がある人で給与以外の所得が20万円を超える人
- 2か所以上から給与の支払いを受けている人

### ◇住民税の申告が必要な人

「平成30年1月1日現在で湯梨浜町内に住所がある人」は、次の場合を除き、原則として、住民税の申告書の提出が必要です。

▽ 所得税の確定申告書を提出する人

▽ 「給与収入のみ」の人で、町へ給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている人

▽ 「公的年金収入のみ」の人で、所得控除額等に変更がない人 【注】

▽ 町の条例で定められた一定の要件を満たす人（扶養親族等がない場合、合計所得金額が28万円以下の人など）

#### 注：年金所得者の確定申告不要制度

公的年金収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。ただし、源泉徴収された所得税の還付を受けようとする場合は確定申告が必要です。

また、扶養控除や医療費控除の対象となる金額がある場合および社会保険料（年金から天引きされていないもの）、生命保険料、控除対象となる寄附金などを支払っているときは、住民税の申告を行うと住民税が安くなる場合があります。

### ■所得証明書が必要な方などは、収入がなくても住民税の申告をお願いします!!

公営住宅への入居や保育所、国民年金など各種の手続きの際に所得や課税に関する証明書が必要な人は、平成29年中に収入のなかった場合でも、住民税の申告をお願いします。

国民健康保険の被保険者の人は、申告がない場合は、減額制度の適用を受けられないこともありますので、収入がなかった場合でも住民税の申告をおすすめします。

住民税の申告は、短時間で済みますので、申告相談の受付期間中に申告をしてください。

### ■申告の際に必要なもの

- ① 税務署から送付された申告書や書類など
- ② 平成29年中の「収入」や「経費」のわかるもの（給与や年金の「源泉徴収票」、事業の収支内訳書

など)【事業の収支内訳が確認できる書類等を「項目ごとに整理」し、「計算」しておいてください。  
混雑を避けるため、皆さまのご協力をお願いします。】

- ③国民年金、生命保険料、地震保険料など、所得から控除できる費用の領収書や支払証明書
- ④医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書、給付を受けた保険金などの明細書【人ごと、病院ごとに分けて、計算しておいてください。】
- ⑤障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- ⑥はじめて住宅借入金等特別控除を受ける人は、◆登記簿謄本◆住民票◆売買契約書または請負契約書の写し◆住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ⑦振替納税または還付金を受け取る口座の口座番号がわかるもの
- ⑧印鑑（認印）

#### ■鳥取県中部地震関連の申告をされる人へ

地震により被害を受けられた人は、所得控除（雑損控除）の申告ができる場合があります。り災（被災）証明をお持ちの人は、事前に倉吉税務署にお問い合わせいただき申告の方法について説明を受けてください。

り災（被災）証明書をお持ちでない人で、地震の被害がある場合は、倉吉税務署などにご相談ください。

#### ■ 申告会場および受付時間など

**申告会場**：〔泊会場〕2月16日（金）～2月21日（水） 中央公民館泊分館2階（大会議室）

〔東郷会場〕2月22日（木）～3月2日（金） 役場東郷支所1階（特設会場）

〔羽合会場〕3月5日（月）～3月15日（木） 役場本館2階（会議室）

【土・日曜日は除きます。】

**受付時間**：（午前の部） 9時15分～12時00分

（午後の部） 13時15分～15時45分

#### ▶▶ 「e-Tax」をご利用ください。

e-Tax（イータックス：電子申告・納税システム）を利用するには、公的個人認証を受けた住民基本台帳カード、またはマイナンバーカードが必要です。

3月15日までに、e-Taxを利用して確定申告をすると、医療費の領収書や源泉徴収票等の添付を省略することができます。（法定申告期限から5年間保管が必要です。）

問合わせ先：役場町民課賦課徴収係（TEL 35-3116）、倉吉税務署（TEL 26-2721）

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）

e-Taxホームページへ ⇒ <http://www.e-taxnta.go.jp>



### 中部地区確定申告会場〔倉吉市会場〕のお知らせ

●平成29年分 所得税等の中部地区確定申告会場

会場 倉吉税務署（倉吉市上井587-1）

開設期間 平成29年2月16日（金）～3月15日（木）（土・日曜日は除きます。）

受付時間 9:00～16:00（相談時間は9:00～17:00）

※ 県立倉吉体育文化会館での確定申告は、実施しておりません。

<お問い合わせ先> 倉吉税務署（代表番号）0858-26-2721